

# 利用料金表【特別養護老人ホーム だて緑風園】

## 1 サービス利用料金

内訳		要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	
			1	2	3	4	5	
保険	(A) サービス基本料金	1日	6,380 円	7,050 円	7,780 円	8,460 円	9,130 円	
自己負担	1割負担	(B) A×0.10	1日	638 円	705 円	778 円	846 円	913 円
		(C) B×30	30日	19,140 円	21,150 円	23,340 円	25,380 円	27,390 円
	2割負担	1日	1,276 円	1,410 円	1,556 円	1,692 円	1,826 円	
	3割負担	1日	1,914 円	2,115 円	2,334 円	2,538 円	2,739 円	

## 2 食事代

1日料金 (経管含む)	低所得者負担限度額			一般	基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	
1日	300 円	390 円	650 円	1,500 円	1日 1,392 円
30日	9,000 円	11,700 円	19,500 円	45,000 円	

## 3 居住費

ユニット型個室	低所得者負担限度額			一般	基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	
1日	820 円	820 円	1,310 円	1,970 円	1日 2,006 円
30日	24,600 円	24,600 円	39,300 円	59,100 円	

## 4 加算利用料

加算	1割負担	加算条件等
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円/日	新規入居者の割合等が一定数以上等、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
看護体制加算Ⅰ(ロ)	4 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(ロ)	8 円/日	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連携体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(ロ)	18 円/日	夜勤帯に介護職員・看護職員が基準数より1人分以上上回る場合
個別機能訓練加算	12 円/日	常勤専従の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行っている場合
外泊時費用	246 円/日	病院等へ入院した場合及び、居宅などへ外泊を認めた場合/所定単位数に代えて/月6回限度
初期加算	30 円/日	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様
退所前訪問相談援助加算	460 円/回	退所前に入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等の相談援助を行った場合/入所中1回又は2回が限度
退所後訪問相談援助加算	460 円/回	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合/1回限度
退所時相談援助加算	400 円/回	入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合/1回限度
退所前連携加算	500 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合/1回限度
栄養マネジメント加算	14 円/日	常勤の管理栄養士を配置し、栄養マネジメントを行った場合
低栄養リスク改善加算	300 円/月	低栄養リスクが高い方のみ、改善のため計画的に取り組んだ場合/6ヵ月以内
再入所時栄養連携加算	400 円/回	栄養マネジメント加算を算定しており、医療機関に入院、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関と連携して栄養計画を作成した場合/1回限度
経口移行加算	28 円/日	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合/180日以内
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	摂食障害がある等により経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合等/6ヶ月以内
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	加算Ⅰを算定しており、食事摂取のための会議に医師等が参加した場合等
口腔衛生管理体制加算	30 円/月	歯科医師や歯科衛生士が介護職員に対して月1回以上指導を行い、口腔ケア計画を作成している場合
口腔衛生管理加算	90 円/月	口腔衛生管理体制加算を算定し、歯科医師指示のもと、歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合
療養食加算	6 円/回	療養食を提供した場合
看取り介護加算Ⅰ	144 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ	680 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡の前日又は前々日に加算
看取り介護加算Ⅰ	1280 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円/日	認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円/日	福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
褥瘡マネジメント加算	10 円/月	褥瘡予防のために計画的に管理した場合/3ヵ月に1回
排泄支援加算	100 円/月	排泄に介護を要する方に、計画に基づき支援した場合等/起算より6ヵ月以内
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18 円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12 円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士が50%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6 円/日	介護職員・看護職員の総数の内、常勤職員が75%以上になる場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円/日	生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員の総数の内、勤続年数が3年以上の職員が30%以上になる場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の60
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の27
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の23

※ 負担割合が2割の方(または3割の方)は、2(または3)を乗じた金額になります。

※ その他の日常生活費用は実費負担をお願い致します。

利用料金合計 = 1 + 2 + 3 + 4 (該当するもののみ)

令和2年7月作成  
令和2年12月16日更新

# 利用料金表【ショートステイ だて緑風園】

## 1 サービス利用料金(併設空床型ユニット型)

内訳		要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険	(A) サービス基本料金	1日	6,840 円	7,510 円	8,240 円	8,920 円	9,590 円
自己負担	1割負担	(B) A×0.10	684 円	751 円	824 円	892 円	959 円
	2割負担		1,368 円	1,502 円	1,648 円	1,784 円	1,918 円
	3割負担		2,052 円	2,253 円	2,472 円	2,676 円	2,877 円

## 2 食事代

低所得者負担限度額				一般	食事代 内訳	【1食毎:一般及び減免対象者】		
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	朝食		昼食(おやつ含む)	夕食	
1日	300 円	390 円	650 円	1,500 円	一般	430 円	580 円	490 円
30日	9,000 円	11,700 円	19,500 円	45,000 円	減免	392 円	550 円	450 円

## 3 居住費

ユニット型個室	低所得者負担限度額			一般	基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上		
1日	820 円	820 円	1,310 円	1,970 円	1日	2,006 円
30日	24,600 円	24,600 円	39,300 円	59,100 円		

## 4 加算利用料

加算	1割負担	加算条件等
機能訓練指導員加算	12 円/日	機能訓練指導にあたる常勤専従の理学療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練加算	56 円/日	専従の機能訓練指導員等が3ヶ月毎に居宅を訪問、個別機能訓練を計画し実行した場合
看護体制加算Ⅰ	4 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	8 円/日	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連携体制を確保している場合
看護体制加算Ⅲ(イ)	12 円/日	Ⅰの要件に加え、要介護3以上の利用者を7割以上受け入れている
看護体制加算Ⅳ(イ)	23 円/日	Ⅱの要件に加え、要介護3以上の利用者を7割以上受け入れている
医療連携強化加算	58 円/日	看護体制加算Ⅱを算定しており、1日3回以上の看護職員による巡視が行われている場合
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 円/日	夜勤帯に介護職員・看護職員が基準数より1人分以上上回る場合
夜勤職員配置加算Ⅳ	20 円/日	Ⅱの要件に加え、夜間帯を通じて看護職員等を配置している場合
送迎加算 (伊達市内一部地域を除く)	片道 184円	居宅と事業所間の送迎を行った場合/通常実施地域外は1km50円
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画に計画されず、事情により短期入所が必要となった方を受け入れた場合
療養食加算	8 円/回	療養食を提供した場合
在宅中重度者受入加算Ⅰ	421 円/日	看護体制加算Ⅰ又はⅢを算定している場合
在宅中重度者受入加算Ⅱ	417 円/日	看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定している場合
在宅中重度者受入加算Ⅲ	413 円/日	Ⅰ・Ⅱいずれの看護体制加算も算定している場合
在宅中重度者受入加算Ⅳ	425 円/日	看護体制加算を算定していない場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円/日	認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円/日	Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18 円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12 円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士が50%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6 円/日	介護職員・看護職員の総数の内、常勤職員が75%以上になる場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円/日	生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員の総数の内、勤続年数が3年以上の職員が30%以上になる場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の83
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の27
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の23

※ 負担割合が2割の方(または3割の方)は、2(または3)を乗じた金額になります。

※ その他の日常生活費用は実費負担をお願い致します。

利用料金合計 = 1 + 2 + 3 + 4 (該当するもののみ)

令和2年7月作成  
令和2年12月16日更新